



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 20 日(金)
号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（64）（給与室）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（65）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 17

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料月額の下げ

給料月額を3パーセント引き下げる(ただし、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下に相当するもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

イ 期末手当の下げ

期末手当の支給割合を年100分の241(現行 年100分の257)に引き下げる。

(ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の122(現行 100分の138)とする。

(イ) 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の111(現行 100分の119)と、12月に支給されるものにあつては100分の130(ア)による改正後の支給割合 100分の122)とする。

ウ 自宅に係る住居手当の廃止

自らの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当を廃止する。

(2) 関係条例の一部改正

ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料の切替えに伴う経過措置額等について、(1)のイに準じた改正を行う。

イ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

住居手当について、(1)のウに準じた改正を行う。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、(1)のイに準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、平成21年12月1日とする次に掲げるものを除き、平成22年1月1日とする。

ア (1)のイの(ア)

イ (2)のウ((1)のイの(ア)に準ずる改正に限る。)

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事及び常勤の監査委員の給料月額等を次のとおり改定する。

(ア) 給料月額を3パーセント引き下げる。

(イ) 期末手当の支給割合を年100分の271(現行 年100分の287)に引き下げる。

a 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の132(現行 100分の148)とする。

b 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の131(現行 100分の139)と、12月に支給されるものにあつては100分の140(aによる改正後の支給割合 100分の132)とする。

- イ アに掲げる者以外の特別職の職員（専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員並びに選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額を3パーセント引き下げる。
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
- ア 給料月額を月額73万9,000円（現行 76万2,000円）の範囲内とする。
- イ 期末手当の支給割合を年100分の271（現行 年100分の287）に引き下げる。
- (ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の132（現行 100分の148）とする。
- (イ) 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の131（現行 100分の139）と、12月に支給されるものにあつては100分の140（(ア)による改正後の支給割合 100分の132）とする。
- (3) 施行期日は、平成21年12月1日とする次に掲げるものを除き、平成22年1月1日とする。
- ア (1)のアの(イ)のa
- イ (2)のイの(ア)

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第16条の 4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の119、12月に支給する場合においては<u>100分の122</u>を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては100分の99、12月に支給する場合においては<u>100分の102</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の64、12月に支給する場合においては<u>100分の66</u>を乗じて得た額 (特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては<u>100分の56</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 ~ 6 略</p>	<p>(期末手当) 第16条の 4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の119、12月に支給する場合においては<u>100分の138</u>を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては100分の99、12月に支給する場合においては<u>100分の118</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の64、12月に支給する場合においては<u>100分の74</u>を乗じて得た額 (特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては<u>100分の64</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 ~ 6 略</p>

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち<u>第2号</u>に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び<u>第2号</u>に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 <u>前号</u>の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は<u>第2号</u>に掲げる職員のうち<u>第3号</u>に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は<u>第2号</u>に掲げる額及び<u>第3号</u>に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 <u>2,500円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号</u>に掲げる職員 <u>第1号</u>の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p>

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の70を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の60を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が3級から5級までである者
1,000分の965

(2) 職務の級が6級から9級までである者

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の119、12月に支給する場合においては100分の122を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の99、12月に支給する場合においては100分の102を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の64、12月に支給する場合においては100分の66を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては100分の56を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

1,000分の936

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級が4級から6級までである者

1,000分の965

(2) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の936

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から特

2級109号給まで(再任用職員にあって

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は特2級以上であるもの(再任用職員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

は、職務の級が2級又は特2級)である者

1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2級)である者

1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の936

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が3級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は特2級以上であるもの(再任用職員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は3級以上であるもの(再任用職員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じ

切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から3級101号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は3級)である者
1,000分の965

(2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の936

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者
1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれ

たときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認

に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者
1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の936

められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の965

(2) 職務の級が5級である者 1,000分の936

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前

<p>(住居手当) 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 略</p>	<p>(住居手当) 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 <u>(2) その所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) 略</p>
--	--

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 略</p>	<p>(住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 <u>(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) 略</p>

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) 略</p>
--	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、<u>第16条の3第1項及び第16条の4第2項</u>の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「<u>任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)</u>」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「<u>100分の144</u>」と、「<u>100分の122</u>」とあるのは「<u>100分の147</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、<u>第16条の3及び第16条の4</u>の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「<u>任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)</u>」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「<u>100分の144</u>」と、「<u>100分の138</u>」とあるのは「<u>100分の159</u>」とする。</p>

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 4 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第 1 号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 111</u>」とあるのは「<u>100 分の 138</u>」と、「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 153</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 4 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第 1 号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 119</u>」とあるのは「<u>100 分の 144</u>」と、「<u>100 分の 122</u>」とあるのは「<u>100 分の 147</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 8 条 任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分</p>

の119」とあるのは「100分の144」と、「 <u>100分の122</u> 」とあるのは「 <u>100分の147</u> 」とする。	の119」とあるのは「100分の144」と、「 <u>100分の138</u> 」とあるのは「 <u>100分の159</u> 」とする。
---	---

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の119</u>」とあるのは「<u>100分の144</u>」と、「<u>100分の122</u>」とあるのは「<u>100分の147</u>」とする。</p>

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>（主任等の切替えに伴う経過措置）</p> <p>15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新</p>	<p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>（主任等の切替えに伴う経過措置）</p> <p>15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新</p>

給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この項において「行政職5級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この項において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応するもの)にあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

附 則	附 則
<p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この条において「行政職5級以下職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この条において「行政職6級以上職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条～第18条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応するもの)にあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条～第18条 略</p>

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条、第6条及び第8条の規定は、平成21年12月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の139、12月に支給する場合には<u>100分の132</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の139、12月に支給する場合には<u>100分の148</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の131</u>、12月に支給する場合には<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の139</u>、12月に支給する場合には<u>100分の132</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の</p>

4 第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,207,000円</u>
副知事		月額 <u>900,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	月額 <u>144,000円</u>
	委員	月額 <u>114,000円</u>
監査委員	常勤の監査委 員	月額548,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員 月額 <u>89,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員 月額 <u>228,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>156,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>191,000円</u>
	公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>99,000円</u>
	委員	月額 <u>81,000円</u>
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	月額 <u>44,000円</u>
	委員	月額 <u>37,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	月額 <u>31,000円</u>
	委員	月額 <u>28,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>156,000円</u>
略		
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき <u>18,000</u>

4 第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,244,000円</u>
副知事		月額 <u>928,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>197,000円</u>
	委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>161,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	月額 <u>148,000円</u>
	委員	月額 <u>118,000円</u>
監査委員	常勤の監査委 員	月額565,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員 月額 <u>92,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員 月額 <u>235,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>197,000円</u>
	委員	月額 <u>161,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>197,000円</u>
	公益委員	月額 <u>161,000円</u>
	使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>139,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>102,000円</u>
	委員	月額 <u>83,000円</u>
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	月額 <u>45,000円</u>
	委員	月額 <u>38,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	月額 <u>32,000円</u>
	委員	月額 <u>29,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>197,000円</u>
	委員	月額 <u>161,000円</u>
略		
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき <u>19,000</u>

円	円
略	略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には <u>100分の132</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には <u>100分の148</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万9,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には <u>100分の140</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>76万2,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には <u>100分の132</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成21年12月1日から施

行する。